

その2		
受付所の新設	所在地	
	建物の構造	
	建物内の受付所の位置	
待機所の新設	所在地	
	建物内の待機所の位置	
	待機所としての専用状況	
変更の事由		

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 3 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 4 無店舗型性風俗特殊営業について、受付所、待機所を新たに設ける場合には、「受付所の新設」、「待機所の新設」欄に必要な事項を記載すること。
- 5 「受付所の新設」欄中の「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 6 「受付所の新設」、「待機所の新設」欄中の「建物内の受付所の位置」及び「建物内の待機所の位置」欄には、受付所又は待機所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「待機所の新設」欄中の「待機所としての専用状況」欄には、当該待機所を営業以外の用途で使用しているかどうかについて記載すること。他の用途に使用している場合には、その内容について具体的に記載すること。
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。